

郡山市奨学金代理返還制度導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業者等の人材の確保及び定着に向けた取組を支援するために、従業員、職員及び使用人（以下「従業員等」という。）が学生時代に独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から貸与された学資（以下「奨学金」という。）について、奨学金代理返還制度を新たに導入した事業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 別表1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件を満たす中小企業者等をいう。
- (2) 奨学金代理返還制度 市内の事業者等が行う、従業員等に代わって機構に対し奨学金を直接返還する制度をいう。
- (3) 企業等の奨学金返還支援（代理返還）制度 従業員等に代わって、企業等が奨学金返還を行う、機構が実施する制度をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に本店又は主たる事業所を有する事業者等であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 奨学金代理返還制度について令和8年4月1日以降に就業規則等で定め、従業員等に周知しているもの
 - (2) 本補助金の申請において、市に対し事前相談を行っているもの
 - (3) 本補助金の申請時において、機構に「企業等の奨学金返還支援（代理返還）制度」の申込を行っているもの
 - (4) 本補助金の申請時において、市内事業所にて雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する雇用保険の被保険者（以下単に「被保険者」という。）である従業員等が1名以上いるもの
 - (5) 本補助金の交付の申請日から起算して5年以内に被保険者である従業員等を雇い入れる意思を有するもの
 - (6) 補助対象者のウェブサイト、公共職業安定所及び職業紹介事業を行う者を通じて提供する求人情報等において奨学金代理返還制度を導入していることを明示するもの又は奨学金代理返還制度を導入していることを明示した求人活動を行うもの
 - (7) 市ウェブサイト等で名称、所在地その他の事業者に関する情報及び奨学金代理返還制度の内容を公表することに同意するもの
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業者等は補助金の交付の対象としない。
- (1) 事業者等の代表者又は役員が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当するもの
 - (2) 宗教上の組織若しくは団体又は政党その他の政治団体であるもの
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うもの

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続を行っているもの
- (5) 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）に滞納があるもの
- (6) 過去に本補助金の交付を受けたことがあるもの
（補助金の交付の対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表2のとおりとする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の対象期間）

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。）の4月1日から2月末日までとする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、前条の対象となる期間の会計年度の末日までに、補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業内容書（第2号様式）
- (2) 支出内訳書（第3号様式）
- (3) 同意書兼誓約書（第4号様式）
- (4) 発行から3か月以内の法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し（法人に限る。）
- (5) 開業届又は直近の確定申告書の写し（個人事業主に限る。）
- (6) 代表者の本人確認ができる書類の写し（個人事業主に限る。）
- (7) 奨学金代理返還制度を定めた就業規則等の写し
- (8) 機構に「企業等の奨学金返還支援（代理返還）制度」を申し込んだことが確認できる書類の写し
- (9) 従業員等が雇用保険に加入していることが確認できる書類の写し
- (10) 奨学金代理返還制度を従業員等に周知したことが確認できる書類の写し
- (11) 奨学金代理返還制度を導入していることを社外に明示したこと又は明示した求人活動を行ったことが確認できる書類の写し
- (12) 領収書の写し等補助対象経費が確認できる書類
- (13) 国又は地方公共団体から交付を受けた補助金その他これに類する収入に計上された補助対象経費を確認できる書類（国又は地方公共団体から交付を受けた補助金その他これに類する収入がある場合に限る。）
- (14) 預金通帳の写し等補助金の振込先口座情報が確認できる書類

(15) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた日から5年以上奨学金代理返還制度を継続して実施すること。
- (2) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (3) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (4) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

(補助金の額の確定)

第8条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月21日から施行する。

別表1 (第2条関係)

区 分		要 件	
1	医療法人、社会福祉法人、学校法人及び農事組合法人	常時使用する従業員、職員又は使用人の数が300人以下の者	
2	中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体	常時使用する従業員等の数が、第7項の業種区分に応じ、それぞれ右欄の従業員規模以下の者	
3	特別の法律によって設立された組合及びその連合会		
4	一般財団法人及び一般社団法人		
5	公益財団法人及び公益社団法人		
6	特定非営利活動法人		
7	第1項から第6項に規定する以外の事業者等	製造業	資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社若しくは個人
		卸売業	資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社若しくは個人

	小売業	資本金の額若しくは出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社若しくは個人
	サービス業	資本金の額若しくは出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社若しくは個人
	その他の業種	資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社若しくは個人

別表2（第4条関係）

補助対象経費	対象経費区分	補助対象経費の例	補助金の額	備考
奨学金代理返還制度の導入に要する経費	報償費	就業規則等に係る作成、変更、相談又は指導の依頼により発生した社会保険労務士等の報酬	補助対象経費の2分の1以内の額（1補助事業当たり20万円を限度とする。）	次に掲げるものは補助対象経費に含まないものとする。 1 消費税及び地方消費税額に相当する額 2 国又は地方公共団体から交付を受けた補助金その他これに類する収入に計上された補助対象経費
	需用費	就業規則等の冊子、従業員等への周知のために使用するパンフレット等の印刷製本費		
	役務費	就業規則等に係る作成及び変更並びに奨学金代理返還制度の従業員等への周知のために使用されることが特定できる、郵便料、運送料、通信料等		
	委託料	就業規則等に係る作成、変更、相談又は指導の依頼により発生した専門家によるコンサルティング料		
	使用料及び賃借料	就業規則等に係る作成及び変更並びに奨学金代理返還制度の従業員等への周知に必要な会議に係る会場借上料等		
奨学金代理返還制度の周知に要する経費	需用費	奨学金代理返還制度を導入していることを明示した求人活動を行うために使用するパンフレット等の印刷製本費		
	役務費	奨学金代理返還制度を導入していることを明示して行う求人誌、新聞、求人情報サイト等への広告掲載料、登録料等		
	委託料	補助対象者のウェブサイト等において奨学金代理返還制度を導入していることを明示するためのウェブサイトの作成及び改修費用		
	使用料及び賃借料	奨学金代理返還制度を導入していることを明示して行う就職		

	借料	説明会を自社で開催する場合の会場借上料		
	負担金	奨学金代理返還制度を導入していることを明示して参加する 合同説明会等への出展料		